

瀬戸市訓令第1号

本 庁
公 所

瀬戸市公文例規程（昭和37年瀬戸市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月4日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
種類	記載例	備考	種類	記載例	備考
<p>(その他の文書)</p> <p>第13条 その他の文書は、次の各号の例による</p> <p>。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 辞令</p> <p>　ア <省略></p> <p>　イ 一般職の職員の形式</p>			<p>(その他の文書)</p> <p>第13条 その他の文書は、次の各号の例による</p> <p>。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 辞令</p> <p>　ア <省略></p> <p>　イ 一般職の職員の形式</p>		
降任	<p>(7) <省略></p> <p>(8) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により降任させる場合</p> <p>　　氏名</p> <p>　　地方公務員法第28条の2第1項の規定により降任させて（職名）を命ずる</p> <p>　　××職×級×号給に決定する</p>		降任	<p>(7) <省略></p> <p>(8) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により降任させる場合</p> <p>　　氏名</p> <p>　　地方公務員法第28条の2第1項の規定により降任させて（職名）を命ずる</p> <p>　　××職×級×号給に決定する</p>	

給料月額は、×年×月×日以後、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）附則 <u>第19項</u> 及び <u>第21項</u> の規定により算定される額とする ××部××課勤務を命ずる	給料月額は、×年×月×日以後、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）附則 <u>第21項</u> 及び <u>第23項</u> の規定により算定される額とする ××部××課勤務を命ずる
<省略>	<省略>
ウ <省略> (4)から(6)まで <省略>	ウ <省略> (4)から(6)まで <省略>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。